

資料

EC加盟国の国内法におけるパック旅行に関する指令九〇/三一四/EECの施行に関する報告(二・完)

付録II
指令九〇/三一四/EECの国内法化に関する個別国家の法規の概観

18. ベルギー

1. パック旅行指令の施行に関する一般的コメント
2. 主催者／仲介者の支払不能の場合の保証(指令九〇/三一四/EECの第七条) (以上前号)

付録I
指令九〇/三一四/EECの国内法化のために加盟国によつて可決された法文、違反処罰手続き及び欧州裁判所の判決(省略)

付録II
指令九〇/三一四/EECの国内法化に関する個別国家の法規の概観(本号)

19. デンマーク

既にパック旅行指令の施行前に、一九八六年デンマーク法第一〇四号(一九八六年二月二八日法)は、旅行主催者及び外国の旅行主催者の仲介者に、全帰路旅行費用のカバーのために及び支

高 橋 弘

目次

ベルギーは、パック旅行法(一九九四年二月一六日法)の第三六条で指令第七条の法文を文言通り引き継いだ。パック旅行法第三六条の施行に関する王令(一九九七年四月二十五日アレテ)は、旅行主催者は認可された保険会社との保険契約の締結により「充分な担保」につき配慮しなければならないと定める。保険者は、パック旅行の枠内で又は考慮して消費者が支払った全金額の完全な償還及びそのパック旅行を既に開始した消费者的帰路旅行の全費用を引き受けの義務を負う(アレテ第一四条)。

旅行仲介者として活動しようと欲する者は、地方の官庁に認可を申請しなければならない。しかし、パック旅行法第三六条の意味する充分な担保の証明は、認可付与の前提条件ではない。しかし、保険会社は、彼らが保証した旅行業者のリストを原則として公表する義務を負う。

払った金額の償還のために構想された旅行保証基金への加入を義務づけた。この法律は、指令を履行するため、一九九三年法第四五四号（一九九三年六月三〇日法）により改正された。

一九九七年に、新しい旅行保証基金法（一九九七年五月一四日法第三一五号）が可決された。上述の規定と同様、旅行主催者及び外国の旅行主催者の仲介者に、旅行保証基金への登録を義務づけている。彼らは、担保（販売されるパック旅行の販売高及び種類により、年間売上高の一%～一〇〇%……一九九七年法第三一五号の第八条第五項及び第六項）を提供し、かつ販売されたパック旅行毎に五DKKの金額を支払わなければならない。

事業者は、その年間売上高により様々な等級に分類される。

一五〇〇万DKK以下の売上高の場合には保証額は三〇万DKKであり、一五〇〇万DKK～五〇〇〇万DKKの売上高の場合には保証額は一〇〇万DKKである。この制度は時々かなり差別的な効果を有することが懸念されている（なぜ一六〇〇万DKKの売上高を有する事業者が、一五〇〇万DKKの売上高を有する事業者の保証の三倍高い保証を提出しなければならないのか）。このことは小事業者には確かに障害となる。第一四条第一項は、売上高が最低保証を下回るときは、保証金額は縮減されると定めており、これは零細事業者の場合保証が年間売上高に照応することを意味している。他方また、第一四条第二項は、特別な場合には（いかなる場合がこれに当たるかは解説されていない）、事業者は、保証義務及び分担金義務を免除されうると定めている。

保証基金は、パック旅行指令第七条に挙げられた全リスクのための責任を引き受けなければならない。しかし、新しい旅行保証基金法は基金の財政状況を改善したけれども（以前は、売上高とは関係なく、全ての事業者に二〇万DKKの保証が課されていた）、基金の整備は、不安の原因となっている（ルーバン・ラ・ヌーブ大学作成の報告によれば、一九九五年の基金の自己資金は九〇〇〇万DKKであったが、同年に八件の支払不能事件があり、一四四〇万DKKが消費者に支払われた。この額の8%が支払不能となつた事業者の保証額によつてカバーされた。（パック旅行毎の五DKKの額は、八〇〇万DKKにしかなっていない）。一九九九年四月一日の政府専門家会議で、デンマーク代表は、この問題を自覚していると言つた。

20. ドイツ

ドイツ法（民法第六五一k条）によれば、旅行主催者は保険証書又は金融機関による保証を有していかなければならない。旅行主催者又は旅行仲介者は、消費者に保険者／保証者に対する直接請求権を与える証明書を提出したときにはじめて、消費者から支払を受け取ることが許される。

20.1. 保険金額の制限

しかし、各々の保険会社又は金融機関の責任は、年間総額二億マルクに制限される。この総額を超えるときは、個々の消費

者には支払った金額及び帰路旅行費用の一部しか償還されない。

二億マルクという額は高いよう見えるかもしないが、ドイツの旅行業界の売上高と比べて見なければならない。ドイツの大手旅行主催者のうち市場占有率一七%のTUIは、一九九五年に六〇億マルク近くの売上高を記録し、そのため、この企業の場合、二億マルクは二週間に満たない売上高を意味する。それ以後、売上高は上昇しているが、二億マルクの限界値は変わっていない。

一九九五年のパック旅行業界の年間総売上高は、約四〇〇億マルクと見積もられた。すべての企業が一つの同一の保険会社と保険証書を締結することを決定したとすれば、総保険填補額は年間売上高の〇・五%となり、他方、他の加盟国では、一〇%まで又は特に無制限となっている。

ドイツのシステムの枠内では、消費者は、二億マルクの上限を超えたかどうかが確定される年末まで、償還を待たなければならぬ。それゆえ、迅速な償還は、可能ではないようと思われる。

最後に、リスク・カバーは、実際上、当該企業の売上高にかかるのでではなく、どれくらい多くの会社が同一の保険会社を選択するかによつて決定されることは注目に値する。

20・2・営業認可是不要

他のほとんどの加盟国（イタリア、スペイン、オーストリア、デンマークなど）と違つて、ドイツは、旅行主催者の認可システム

を定めていない。望む者は誰でも旅行代理店を設立でき、法律違反（例えば、旅行保証の欠如）は、問題が発生したあとで、初めて露見する。したがつて、旅行主催者が何らの保険も締結していないときは、消費者は保護されない。一般的に、旅行主催者が保険をつけていることを確認するのは消費者に委ねられており、その際、多くの旅行主催者が何らの保険も締結していないことが確認された。

21・ギリシャ

パック旅行に関する一九九六年大統領令第三三九号の第五条第五項b号及び第七条第一項の規定により、旅行主催者及び旅行仲介者は、支払不能の場合における消費者が支払った金額の償還及び帰路旅行の資金提供の義務も含んだ民事法上の責任及び職業上の義務をカバーする保険を締結しなければならない。

これらのリスクのその他のカバー手段は、銀行保証又は旅行業者自身の共同基金である。この基金の機能に関しては、欧州委員会には利用できる何らの情報も寄せられていない。

一九九六年大統領令第三三九号の第五条第五項b号の規定により、海上旅客運送はこの義務から除外されている。この点で、公式の要請がギリシャになされた。

22・スペイン

スペインのパック旅行に関する一九九五年七月六日法律第二

「号の第一二条の規定は、単に指令第七条の規定を繰り返しているにすぎないが、詳細な規定を公布する権限は、一七の地方自治体 Comunidades Autonomos に与えられている。現在まで、カタロニア、バレアリク諸島及びカナリア諸島で可決された規則が、欧州委員会に通知されている。

最近の（地方）法規によりカバーされない問題については、一九八八年三月二十五日の旅行業者に関する王令第二七一号が効力を有する。この王令は、旅行業者が提出すべき保証についての自己の規則を可決していない地方自治体に適用される。さらに、カタロニア、バレアリク諸島及びカナリア諸島で法定された措置は、多かれ少なかれ一九八八年の王令の規定と同じであることは注目すべきである。それゆえ、我々の目的にためには、この王令に注目するだけで充分である。

王令は、その第一条で、三種類の旅行業者を定義する。すなわち、「mayoristas」は旅行サービスの全カテゴリーとパック旅行を組織し、かつそれらを「minoristas」に販売するが、直接、消費者には販売しない。minoristas は mayoristas が組織した又は自分自身が組織したパック旅行を消費者に販売するが、他の旅行業者には販売しない。「mayoristas-minoristas」は、mayoristas 及び minoristas の取引活動を営む。

すべての旅行業者は、地方の観光事務所への個々の保証金又は共同の保証金の供託により担保を提供しなければならない。地方官庁に銀行保証、保険証書又は有価証券を提供すべき（そ

れゆえ、官庁は常に直接にこのことをなし得る）個々の保証金は、mayoristas の場合には11000万ペソ、minoristas の場合には1000万ペソでなければならない。共同保証金についての個々の旅行業者の金額は、個々の保証金として給付されるべき金額の五〇%であるが、共同保証金は四億ペソを下ることを得ない。この金額は、六つの支店を有する旅行業者の保証金をカバーする。七つ以上の支店については、支店一店につき、個々の保証金の場合には100万ペソ、共同保証金の場合には100万ペソずつ高くなる。

22・1 適用範囲の制限

スペインの新しいパック旅行法は、旅行契約の正常な履行の担保のために、とりわけ、旅行業者の支払不能の場合に支払われた金額及び消費者の帰路旅行の費用の償還のために保証金が役立たなければならないと定めている。したがって、規定は、消費者の帰路旅行の資金提供への保証金の直接的な使用可能性ではなく、その際生じた費用の償還のみを目的としているようと思われる。

さらに、一九八八年王令第二七一号は、この保証金が支払不能のリスクをカバーすべきかにつき述べていないことは注目すべきである。それゆえ、旅行業者が支払不能になつたときに、旅行者が保証金から利益を得ることができるかどうかは明らかでない。消費者のための明確な規定がないから（保証金は、

旅行業者の支払不能の場合に、金額の償還と帰路旅行の資金提供のために役立つ旨が明確に確定されなければならなかつたであろう、消費者は、支払不能となつた旅行業者からのみ償還を請求できると主張される可能性もある。もしそうなら、保証金は、旅行業者の民事法上の責任追求請求権のかバーのために役立ち、したがつて、単に破産財団の一部にすぎないことになる。

22.2. 責任制限

一九九五年法第二二一号のパック旅行法は、指令第七条の文言と密接に関連しているが、一九八八年王令第二七一号は、全リスク・カバーの一部制限を取り入れている。保証金のために定義された限界は、例えば確定しているだけでなく、かなり低い。保証金として予定されている金額は、旅行業者の年間売上高と結びついでない一括額である。旅行業者の年間売上高が高ければ高いほど、保証金で保証されるリスク・カバーは少なくなつていている。

22.3. 外国旅行主催者／旅行仲介者についての義務

一九九九年四月一四日の政府専門家会議でのスペイン代表の声明によれば、外国の旅行主催者／旅行仲介者は、スペイン法上、担保を提供しなければならない。彼らの本国における旅行保証に関する規定の遵守だけでは充分とは看なされない。

23. フランス

旅行業者に関するフランスの一九九二年法律第六四五号の第

四条c号は、旅行業者に契約履行のための担保の十分な証明、支払われた金額の返済及び帰路旅行の資金提供を証明する義務を負わせている。緊急の場合には、直ちにフランスで保証を出動することが可能でなければならない。同一の義務は、第九条b号において非営利でパック旅行を提供する団体に、第一一条において現地の旅行業者に導入されている。

一九九二年法律第六四五号に基づく一九九四年デクレ第四九〇号において、担保は共同の保証基金への加入又は金融機関若しくは保険会社の保証によつて提供されるべきことが規定されている。

毎年、交通省が、その決定の中で、保証金額を設定する。従来、この決定は欧州委員会には知らされていない。

例として、旅行業者の財政上の保証の確定条件に関する一九九四年一月二二日の交通省決定が参考される。これによると、各旅行業者は、旅行業担当局長に保証金額確定の基礎として役立つデーター申告書を提出する義務を負う。この申告書の中で、旅行業者は、前年の事業売上高を八つのカテゴリーに分けて申告しなければならない。カテゴリーのそれぞれに保証額として、（仲介者へのサービスの販売につき）2%から（旅行業者自身が組織したパック旅行につき）一六%までの%が決定された。保証の総額は、八つのカテゴリー全部の金額の合計によつて算定されるが、下限として一旅行業者当たり七五万フラン、及び一支店当たり二五万フランが定められていた。

旅行業担当局長は、個々の企業／個々の団体のために最低金額を決定し、かつ保証の利用を監督する権限を有する。

23・1・責任制限

支払った金額の償還及び消費者の帰路旅行の融資のための保証は、すべての場合に制限される。正確なデータなしに、旅行業者の年間売上高と旅行業者から給付される保証金額との間の平均的比率を突き止めるのは、もちろん不可能である。しかし、保証金額は、年間売上高の一五%又は特に一〇%より少くはない」と見積もりうる。

23・2・他の関心点

消費者団体から提出された情報によると、旅行主催者／仲介者が共同の保証基金への加入を延長しないと、消費者は保護されない。

フランスの法規定では、消費者は十分な財政上の保証の存在について情報提供されなければならない。実務では、通常、保証者の名前・住所は知っているが、保証の詳細についての正確な記載事項までは知らない。

24・アイルランド

アイルランドのパック旅行及び旅行業に関する一九九五年法は、第二二条で、支払不能の場合における支払われた金額及び消費者の帰路旅行の資金提供のための担保の充分な証明を提供することをパック旅行の提供者に義務づけている。パック旅行

の提供者がこの法律の第二三條乃至第二五條に規定されている安全措置を講ずるときは、この要求が充足されたものと看なされる。そのために提供者が一九八二年の運送法により認可を必要とし、かつパック旅行がこの法律の目的のために行われた安全措置によつてカバーされているときは、提供者の義務は同様に充足されていると看なされる。

24・1・一九八二年運送法による保証金

一九八二年の運送法は、旅行主催者又は旅行代理店のための認可制度を含んでいる。

法第一三條は、保証金の提供後に初めて旅行主催者又は旅行代理店に営業許可が与えられると定める。旅行主催者又は旅行代理店が金融上又は契約上の義務を履行せず又は履行できない場合に、この保証金は、損失又は責任追及請求権が生じた顧客のために使用される金額を交通省が使用できることを予定している。

この保証金は、外国からの顧客の帰路旅行、支払不能によつて顧客に必然的に生じた相当な全費用の償還、及び支払われた金額の（出来るだけ広範な）償還のために使用される。

保証金に関する諸要求は、旅行主催者及び旅行代理店（保証金に関する一九八三年規則の中に定められている。この規則によれば、保証金額は、「認可義務のある予定売上高」（すなわち、認可が申請された期間の外国旅行に関する契約からの申請人の見込み総売上高）の一〇%（旅行主催者）又は四%（旅行代理店）になる。

保証金は、交通大臣への金額の供託、唯一の使用権限者たる大臣によるアイルランド銀行への預金、銀行又は保険によつて担保された保証、大臣に受け入れられるその他の保証、又は共同保険制度によつて履行されうる。

24. 2. 「旅行者保護基金」

運送法第一五条乃至第一八条は、保証金が充分でないと判明する場合に、支払不能の旅行主催者又は旅行代理店の顧客の損失及び責任追求請求権のカバーのために「旅行者保護基金」の設置を要求している。旅行主催者認可の所有者は全員この基金に加入する義務を負う。金額は、外国旅行を予約する顧客一人につき四IEPである。学生の場合は、二IEPに引き下げる。二歳未満の子供の場合は免除される。

24. 3. パック旅行及び旅行業に関する一九九五年法の第一三

条⁵ 第二十五条による担保

パック旅行及び旅行業に関する一九九五年法における保証金及び保険に関する規定は、一九八二年の運送法による認可に該当しないパック旅行にのみ適用される。一九八二年からの法律は、外国旅行を組織し又は販売する全旅行主催者は認可を必要とするとしているから、一九九五年からの法律は、もっぱら共和国内のパック旅行に適用されることから出発すべきである。

担保の手段としては、一九九五年の法律では、弁済準備金又は保険を有する認可団体 (approved body) との保証契約 (第二三条)、弁済準備金も保険も有さない認可団体との保証契約 (第

二四条)、及び保険の締結 (第二五条) が予定されている。

保証制度が選択されるときは、保証金は、旅行主催者の年間売上高の一〇%に相当するものでなければならない。指定機関 (authorized institution) 自体が弁済準備金も保険も持たないときは、この数字は一五%に引き上げられる。

第二三条による認可団体の保険は、一九八二年の法律中で予定された「旅行者保護基金」と類似の役割を演じているように思われる。それゆえ、保証金が不充分であると判明するときは、旅行者は認可団体の保険から損害の賠償を得る。第二四条によって設けられた制度は、こうした種類の保険保護を含んでいいが、この規定の枠内で供託される保証金の基本財産は許容できるように思われる。

25. イタリア

一九九五年法律デクレ第一一一号の第二一条は、全旅行主催者の共同保証基金への加入を規定している。しかし、この基金は、いまだ整備されておらず、したがつて、欧州委員会は違反処罰手続きを開始した。

パック旅行指令の国内法化は別として、一九八三年法律第二一七号は、旅行業者の認可制度を導入しており、その際、保証金の供託が認可付与の前提条件となっている。この保証金の額は、地方官庁によつて規定され、三千から二〇万ECUまでの間という、地方毎に大きな相違がある。もちろん、それは企業

の規模や活動領域によつても違つてゐる。

26. ルクセンブルク

パック旅行法第六条及び大公命令第二条は、旅行業者は営業開始の認可の前提として保証を提供しなければならないと定めている。この保証は、銀行保証、保険又は共同保証基金への加入でよい。担保提供者は、旅行業者の支払不能の場合において、支払われた全金額の償還及び消費者の帰路旅行についての全責任を引き受けなければならぬ(命令第四条及び第五条)。担保は大公国領域内で直接に処分できなければならない。

27. オランダ

オランダ法は、旅行主催者のみに、消費者の帰路旅行と支払った金額の償還を保証することを担保するために必要な措置をとることを義務づけてゐる。(しかし)担保の手段についての記載も、違反した場合の処罰も予定されていない。さらに、公的機関による市場の監督も行われない。それゆえ、システムの機能化は、オランダ政府によれば、支払不能の場合に何らの保証も提供しない旅行主催者／仲介者がパック旅行を販売することはないとの消費者の意識に完全に掛かつてゐる。

旅行業界は、旅行主催者が販売したパック旅行数に応じて金額を支払う担保基金を設立した。一九九五年には、この基金の資金は約一億ドルに達した。基金への分担金支払は自発的

な基盤の上で行われてゐるが、オランダの大多数の旅行主催者はオランダ政府の保険に加入してゐる。

28. オーストリア

パック旅行指令第七条の規定は、旅行業者担保法(BGBI. 881/1994)によつてオーストリア法に取り入れられた。この法律は、明らかになつた抜け穴をふさぐために、まず四年足らずの期間内に改正され(BGBI. 170/1996)、新しい法律(BGBII. 10/1998)によつて置き換えられ、そして再び改正された(BGBII. 118/1998)。以下のコメントはもつぱりこの法律の最終法文(BGBII. 118/1998)に依つてゐる。

この法律によれば、旅行主催者は、年間売上高の(提供されるパック旅行の種類により)五～九%の最低カバーをなす保険又は銀行保証を利用しなければならない。その上、旅行主催者は、個々の保険又は銀行保証をこえる請求をカバーする五〇〇〇万ATSの保険金額を有する共同保険基金に加入しなければならない。旅行主催者がこの基金に加入しないときは、旅行主催者は保険又は保証の金額を少なくとも年間売上高の八～一二%に引き上げなければならない。

経済省が、旅行主催者の公的な登録簿を管理している。すべての旅行主催者は、原則として(毎年の第一週に)、支払不能の場合の十分な担保の存在を含めて、登録のための諸条件がなお充たされていることを証明しなければならない。登録簿は

オーストリアの旅行主催者のみを対象としている。

28.1 担保の最低額

オーストリアのシステムの枠内では、担保提供者／保険者の責任は制限されている。保険で引用した法定の「最低保険金額」は超過されおらず、したがって、この金額は効果的な保証金額であると看なしうる。

28.2 金融機関による保証

法律第三条及び第六条の規定は、金融機関の保証による担保の提供を可能にしている。

オーストリアの消費者団体が提供した情報によれば、このシステムは、旅行業者「Extratours Roland Swoboda」の支払不能の場合に露見した若干の欠点を有している。保証は金融機関により一定期間に限られ、その後は、旅行主催者の困難な財政状況のため、保証が延長されなかつた。公的機関はこの件につき情報提供されていたが、保証が切れて二ヶ月後に支払不能となつた旅行業者の業務停止措置を講じなかつた。そのため、金融機関は、消費者の帰路旅行費用の支払と支払われた金額の償還とを拒絶した。

国家官庁の明らかな注意の欠如は別として、この場合は二つの問題を提示している。第一の問題は、オーストリアの金融機関は限定された期間についてのみ保証をしていることである。第二の問題は、このような保証から生ずる請求権は、オーストリア法によれば、消費者から直接ではなく、保証書の所有者

のみから主張されうることである。これは、オーストリア法が第五条第二項及び第六条において担保提供者に対する直接請求権を旅行者に与えるべきだと規定しているため、オーストリア法自体の要求に反しているであろう。

28.3 旅行主催者による担保不提供の場合の保護の欠如

最後に、例えば保険証券／銀行保証の期限は切れていたが、旅行主催者がその取引活動を継続した旅行業者「Phoenix-Tabor-Reisen」や「Extratours Roland Swoboda」の支払不能の場合のように、市場の監視における欠陥が明らかになつたことも、消費者団体から情報提供された。

29.ポルトガル

ポルトガルの法規定は、旅行業者は、その取引活動から生ずる民事責任をカバーするために、保証金を供託し、かつ保険を締結しなければならない、と定めている。

保証金は、保険証書、銀行保証、銀行預金、又は觀光理事会が受け入れうると看なしたその他の保証金である。保証金額は、年間売上高の5%になるが、五〇〇万ペセタ以上五〇〇〇万ペセタ以下でなければならない。保険は、一五〇〇万ペセタ以上の墳保額を提示(明示)しなければならない。

しかしながら、保証金も保険証書も一般的には民事法上の責任のリスクをカバーするものであり、明示的には旅行主催者又は旅行仲介者の支払不能によつて消費者に生じた損害を考えて

いるわけではない。

こうした事情の下では、旅行主催者又は旅行仲介者が支払不能となつたときに、消費者はどのようにして担保から利益を得ることができるかは明らかでない。保険者に対する消費者の直接請求権がない場合には、保険者に対して請求権を有する支払不能の旅行主催者又は旅行仲介者からのみ償還を請求できると言いうるであろう。

さらに、保証金及び保険証書の最低金額はパック旅行指令第七条が予定する担保の制限を意味することに注意すべきである。

30 フィンランド

一九九四年法律第一〇八〇号の第八条によれば、旅行主催者及び外国の旅行主催者の代理人は、国の消費者庁に、消費者の帰路旅行と支払われた金額の償還を保証する認可された担保を提示しなければならない。第九条によれば、一定の事情の下では、旅行主催者は担保提供義務を免除される。

第一〇条によれば、担保は、保証、保険又は「その他の担保」の方式で提供されうる（「その他の担保」の決定基準は不詳）。国の消費者庁は、旅行主催者の支払不能の場合に、担保の直接的な使用権を与えられなければならない。提供された担保が受け入れられるものかどうか、すなわちリスクのカバーのために十分かどうかを決定するのは、国の消費者庁の責任である。保証が十分かどうかをどのように判断するのかについての記載は、

欧州委員会には提示されていない。

一九九四年法律第一〇八〇号の第一〇条では、担保の受入可能性に関する更なる要求は、特別命令で規定される旨が定められている。しかし、これまで欧州委員会には、このような命令は知らされていない。

旅行主催者の支払不能の場合に、担保が十分でないことが判明したときは、帰路旅行費用の填保が優先的に取り扱われる。

30・1 担保提供義務からの特定の旅行主催者の免除

国の消費者庁は、一九九四年法律第一〇八〇号の第九条において、取引活動の種類及び範囲に関連してこのような担保が不可欠とは思われないときは、旅行主催者に担保提供義務を免除することを許容する。この規定中に、このような免除を認める個別要件は特別命令の中で規定されることが定められている。しかし、これまで欧州委員会には、このような命令は知らされていない。

ルーバン・ラ・ヌーブ・カソリック大学によって行われた研究によると、フィンランドの旅行主催者の約10%が免除を与えられている。

30・2 責任制限

すべての担保は国の消費者庁に提供されなければならないが、それらは旅行主催者のための共同保証基金を意味しない。それゆえ、支払不能の旅行主催者の顧客は、この旅行主催者から提供された担保からのみ賠償を受ける。

30. フィンランドの法律（一九九四年法律第一〇八〇号の第一二条）

は、旅行主催者から提供された担保が不十分だと証明される可能性を明示的に考慮している。このような場合には、パック旅行のために支払われた金額の償還よりも、消費者の帰路旅行の費用の支払が優先される。

30. 3. 外国旅行主催者／仲介者の義務

一九九九年四月一四日の会議の際のフィンランド代表の解説によると、外国の旅行主催者／仲介者は、フィンランド法により担保を提供しなければならない。彼らの本国の旅行保証規定の履行は、充分とは看なされない。

31. スウェーデン

スウェーデン旅行保証法（第一条、第四条）は、旅行主催者又は仲介者は、パック旅行を販売のために提供する前に、担保を公的財産中央管理庁（Kammarkollegiet）に供託すると定めている。保証金の額は、公的財産中央管理庁により決定され、旅行主催者については最低二〇万SEK、スウェーデン外のパック旅行の仲介者については最低二〇万SEK、スウェーデン内のパック旅行の仲介者については最低五万SEKである。特別な理由がある場合には、公的財産中央管理庁は、担保をより低い額に決定し又は担保提供を特に全部免除することができる。

32. イギリス

英國では、航空旅行の旅行主催者は認可を得なければならぬ。認可を得る前に、航空旅行主催者の支払不能の場合に保証金の使用につき責任を負つてゐる民間航空局に、保証金が供託されなければならない。

航空旅行を組織しない旅行主催者については、認可制度はない。しかし、彼らは英國パック旅行規則の旅行保証に関する規定を遵守しなければならない。相当する担保の提供なしに活動を行う旅行主催者には、刑事罰が定められている。

パック旅行規則は、多様な担保設定メカニズムを規定している。旅行主催者／仲介者は、その年間売上高の二五%の又はいずれある時点で保有することが期待されるすべての支払のうちの最高額の金額の（いざれか低い方の金額を選択できる）保証金を認可団体から引き受けられることを保証しなければならない（規則第一七条）。認可団体が弁済準備金（reserve fund）又は保険の保護を使えるときは、保証金の最低額は、旅行主催者／仲介者の年間売上高の一〇%に引き下げられる（規則第一八条）。

これに代えて、旅行主催者／仲介者は、保険を締結することもできる（規則第一九条）。「最低保険金額」はないので、保険者は無制限の責任を受けなければならない。

契約が履行されるまで、パック旅行の枠内で又は考慮の下に消費者が支払った全金額を消費者のために受託者（trustee）が管理する、更なる可能性が規則第二〇条及び第二一条に定められ

ている。

32・1 責任制限

保証金システム及び信託システムの場合には、責任は制限されるのに、保険システムの場合には、制限はない。

32・2 信託基金

一九九二年のパック旅行規則第二〇条及び第二一条は、契約の枠内で又は考慮の下に消費者の支払った全金額が、契約が履行されるまで、消費者の支払った全金額が消費者に返済されるまで、又は消費者の取消によつて取消料として收受されるまで、受託者たる英国内の者によつて消費者のために管理されるときは、担保の提供義務は履行されないと定める。この場合、保証金又は保険は必要でない。

著名な消費者団体から知らされた情報によれば、三万のパック旅行提供者のうち、わずか一千のみが保証金を使用し、残り全部は信託システムを使用しているといふ。これに対して、英本国政府は、非常にわずかな旅行主催者が信託システムを選択しており、信託システムはそれと結合した厳格な簿記義務により営業者にはかなり魅力の薄いものである、と断言している。

信託システムは、若干のケースでは、消费者的支払った金額の償還と帰路旅行費用を一部分しかカバーしていない。規則第二〇条第七項及び第二一条第六項はともに、受託者によつて管理された金額が消费者的請求権をカバーするのに十分でないときは、消費者への支払は、持分に応じて行われなければならな

いと定めている。

さらに、規則第二〇条は、誰が受託者たりうるか、信託口座はどのように管理されなければならないか、受託者はどのような権限及び責任を有するかについて何も述べていないことは、注目に値する。受託者が、旅行主催者／仲介者から独立していなければならぬことは、要求されていない。受託者としての職務を果たそうとする者には、何ら認可も資格も必要でない。信託基金が公式の文書によつて設立されることも定められていない。

報告によれば、多くの旅行主催者は、その従業員(簿記係)又は配偶者を受託者に指名している。この受託者の私的な資力はもちろん限られているし、金融機関や保険会社の資力とは比較にならない。

(追記)なお、本報告が出された一九九九年一一月五日付の日本経済新聞に掲載された為替レートは次の通りである。各国の金額を邦貨に換算する手がかりとして掲載しておこう。

アイルランドポンド	一四二・一六円
イギリスポンド	一七七・三一円
イタリア百リラ	五・七九円
オーストリアシリング	八・一四円
オランダギルダー	五〇・八〇円
スウェーデンクローナ	一三・一五円

237— EC加盟国の国内法におけるパック旅行に関する指令九〇/三一四/EECの施行に関する報告(二・完)(高橋)

スペイン百ペセタ	六七・二九円
デンマーククローネ	一五・一六円
ドイツマルク	五七・二五円
ノルウェークローネ	一三・六七円
フランスフラン	一七・〇七円
ベルギー百フラン	二七七・五二円
ポルトガルエスクード	一一・九六円
ユーロ	〇・五六円